

第2次 熊野町教育大綱 (案)

令和3年3月
熊野町

I 熊野町教育大綱について

1 はじめに

熊野町では、平成23年度からの10年間を計画期間とする「第5次熊野町総合計画」に基づき、町の将来像「ひとまち、育む 筆の都 熊野」を目指して町づくりを推進してきました。

しかしながら、その後の経済情勢における少子高齢化や急速な人口減少、また自然災害や未知の感染症など様々なリスクに対する危機管理体制の強化とそれに伴う町民意識の高まりなど、町を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、地方分権の推進、参画と協働によるまちづくりなど、市町村の果たすべき役割は更に大きくなっています。

このような中、更に自立し、持続的な発展が可能となるよう、目指すべき町の将来像を描き、その実現に向けて実施する施策や事業の体系を示し、まちづくり全体、また各分野の基本的な方向性を明らかにすることを目的に「第6次熊野町総合計画」を策定しました。

「第6次熊野町総合計画」では、地域社会や世界で活躍できる人材を育成できるよう、教育の充実をより一層図ることにより、本町での幼少期が人生の糧となるような魅力ある教育環境を創造することとしており、このことを基本に「第2次熊野町教育大綱」では、更なる教育行政施策の進展を図るため「熊野町教育大綱」を見直し、今後5年間の町全体で取り組むべき目標や方向性について示し、各種施策を進めることとします。

2 策定の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号）（以下、「法」という。）第1条の3第1項の規定により、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項に規定する基本的な方針（国の教育振興基本計画）を参酌した上で、その地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされています。

熊野町教育大綱（計画期間：平成28年度から令和2年度まで）の計画期間が満了を迎えることから、国の教育振興基本計画を参酌し、教育行政に関する町民の意向をより一層反映させるため、法第1条の4第1項に定める「総合教育会議」において、町長と教育委員会とが協議、調整し、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものです。

3 他の計画との位置づけ

本大綱は、令和2年度に計画期間が満了する「熊野町教育大綱」を、熊野町の町づくりを方向づけ、施策を総合的かつ計画的に実施していく「第6次熊野町総合計画」を踏まえたうえで、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針として、引き続き定めるものです。

4 大綱の期間

本大綱の計画期間は、「第6次熊野町総合計画」の期間を鑑み、総合計画前期期間と同様の令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

ただし、国の動向や社会情勢等、教育を取り巻く状況の変化を踏まえ、必要に応じて適宜見直していくものとします。

II 基本理念

『学ぶ力と 豊かな心を育むまち』

III 基本方針

将来像「ひと・まち・育む 筆の都 熊野」に向けた基本理念「学ぶ力と豊かな心を育むまち」を実現するため、子どもたち一人ひとりが、主体性・創造性を持ち、それぞれの能力や個性を生かしながら、将来を担う人材となるよう、本町の自然や歴史、人材等を活用した特色のある教育を推進するとともに、学校・家庭・地域が一体となった取り組みを進めます。

また、生涯を通じて、学び続け、充実した生活を送ることができるよう学習機会を提供するとともに、文化や芸術、スポーツにふれる機会を設けることで、豊かな心を育む教育に努めます。

基本施策1 学校教育の推進

1 幼保小中連携教育の推進

- ・幼稚園・保育所、小学校、中学校の連携を強化し、幼保小中教育推進協議会を通じた研修会の充実などにより、幼保小中が連携・協力して切れ目のない教育を推進していくとともに、今後も接続カリキュラム（アプローチ・カリキュラム及びスタート・カリキュラム）の更なる充実に取り組んでいきます。

2 適正な学校配置の検討

- ・児童生徒数の動向に対し、適正な教育環境を確保していくため、必要に応じて小中学校の適正規模及び適正配置について検討します。

3 学校教育体制の充実

- ・校長を中心に、組織として機能し、柔軟で機動力のある学校運営体制の確立を図ります。
- ・多様な教育課題や学校課題に対し、校長をはじめとするすべての職員が子どもたちのことを第一に考えた適切な指導や行動をとれるよう、研修等を通じた資質の向上を図ります。
- ・「※GIGAスクール構想」に基づき、デジタル技術を積極的に活用することで、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズや理解度に応じた教育体制の強化を図ります。
- ・「GIGAスクール構想」の実現により、基礎学力の向上を図るとともに、「※Society5.0」やグローバル化など新たな時代に対応した柔軟な発想のできる

子どもの育成につなげます。

- ・時代の急速な変化に対応した教育体制を構築するため、デジタル機器等の活用により、教育の充実、学習機会の保障及び教職員の働き方改革に努めます。
- ・各種の学力調査を計画的かつ継続的に実施し、児童生徒の学力実態を的確に把握することで、より実効的な授業改善を行います。
- ・職業に関する知識を身につけ、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力を育てる「※キャリア教育」を推進します。
- ・学校図書館に学校司書を配置するとともに快適な読書環境を整え、学習及び読書活動の充実を図ります。
- ・学校給食（※デリバリー方式）に地産地消を取り入れ、食育を継続して実施し、充実を図ります。
- ・課題発見・解決型の学習の充実など、子どもたちの「主体的な学び」の創造につながる取り組みを推進します。

4 地域における学校支援の充実

- ・「地域とともにある学校」づくりに向けて、「※コミュニティ・スクール」の仕組みを活用することで、学校運営協議会を中心とした地域と学校との連携により、小中学校における学校行事等の支援や地域の特色を生かした体験活動など、地域住民の多様な学校支援を促進します。

5 ふるさと教育の推進

- ・小学1・2年生で行う「※低学年書道科」授業の実施や小学校中学年での筆づくり体験など、地域の特色を生かした学習を推進します。
- ・地域の歴史・文化の継承、農業・ボランティア体験など、地域ならではの魅力の伝播や創意工夫した地域学習を推進します。

6 健やかに学ぶ環境の整備

- ・障害のある児童生徒に対する適切な教育支援を行うとともに、個に応じた教育や教育環境の充実に努めます。
- ・命や性の在り方を理解し、社会のルールを守る心豊かな児童生徒を育成するよう、発達段階に応じた人権教育や道徳教育の充実に努めます。
- ・不登校等に対応するため、適応指導教室など児童生徒が相談できる場を確保するとともに、スクールソーシャルワーカーや教育支援員を配置するなど、教育相談体制を充実します。
- ・いじめや不登校について、地域や学校の実情に沿った取り組みを実施できるよう、コミュニティ・スクールでの問題提起など、学校と地域全体で取り組める体制づくりについて検討します。
- ・デジタル機器を活用し、個別最適化した教育の充実に努めるとともに、オンライン授業を活用した学習の機会を確保します。

7 学校施設の整備

- ・学校施設の老朽化に対応するため、学校施設長寿命化計画に基づき、学校施設の状況や将来的な需要の見通しを踏まえ、効率的・効果的な事業方法を選択するとともに、予防保全的な維持管理と計画的な修繕や改修、改築に努めます。

8 安全対策の強化

- ・児童生徒の学校内外における安全確保のため、学校安全教育を進めます。
- ・児童生徒が安全に通学できるよう、交通安全に配慮した通学環境の確保及び学校、地域が一体となった登下校時の見守り体制の充実を図ります。

基本施策2 生涯学習の振興

1 生涯学習体制の充実

- ・生涯学習を積極的に推進していくため、公民館等に関わる職員の資質向上や有識者による指導者の確保など、専門性を高めるよう取組体制を強化し、生涯学習の体系的な推進を図ります。
- ・町民の自主的な活動グループ・団体の育成や活動支援、相互連携の促進を図るとともに、指導者やボランティアの発掘・育成に努め、これらの有効な活用を図ります。

2 生涯学習活動の活性化

- ・「くまどく」事業の充実を図るとともに、子どもだけでなく大人の読書推進に関する取組みについても推進します。
- ・家庭・青少年・高齢者教育、国際・環境問題など、多様で専門性の高い学習機会の提供に努めます。
- ・放課後子ども教室運営委員会の活性化を図り、土曜くまのっ子教室の開催など、子どもを対象とした教室・講座の充実を図ります。
- ・広報誌、ホームページの充実やSNS等の活用により、公民館事業など生涯学習に係る情報をきめ細かく提供します
- ・若い世代や子育て世代が生涯学習活動に取り組めるよう、魅力ある教室・講座の充実や活動場所の確保に努めます。

3 生涯学習施設の整備・有効活用

- ・図書館機能の充実を図るため、電子書籍の導入の検討を行うとともに、資料・情報の収集と整理、館内設備とサービスの充実に努めます。
- ・図書館や公民館等において、デジタル技術を積極的に活用して、生涯教育の充実を図るとともに、リモートによる学習機会の確保などに努めます。
- ・公民館等の老朽化に対応した施設改修や設備の更新を計画的に進め、機能の維持に努めるとともに、各館の連絡調整を図ります。
- ・町民が利用しやすい施設の運営方法について検討し、既存施設の有効利用を図ります。

基本施策3 文化・芸術の振興

1 地域文化活動の支援

- ・町民や地域の文化団体・サークルの文化活動を支援するとともに、「町民文化祭」の実施、各種文化講座の開催、指導者の確保等、文化活動の場と機会の提供に努めます。
- ・コンサート、文化講演会など、町民の希望に沿った魅力ある文化イベントの開催を図ります。

2 芸術文化の振興

- ・子どもから大人まで、町民が優れた芸術・文化に親しむことができるよう、音楽・演劇などの鑑賞機会の提供に努めるとともに、それらの提供方法及び周知の充実を図ります。

3 文化活動の推進

- ・くまのみらい交流館、町民会館、図書館など、施設の性格を生かしたネットワーク化を推進し、有効な活用を図ります。

基本施策4 スポーツの振興

1 スポーツ振興体制の充実

- ・町民誰もが、関心・適正等に応じてスポーツを楽しめる環境づくりを進めるため、「スポーツ振興計画」を策定し、短・中長期的なスポーツ振興を図ります。
- ・幼児から高齢者までの生涯スポーツの振興を図り、体力づくりや健康づくりを推進するとともに、スポーツ教室、イベントの開催など、ホームページやSNS等を通じてスポーツ・レクリエーションに関するきめ細かい情報提供に努めます。
- ・体育協会、スポーツ少年団など各種団体の活動を支援し、競技力の向上を図るとともに、スポーツボランティアや指導者などの確保や資質の向上に努めます。

2 スポーツ・レクリエーション活動の活性化

- ・スポーツ・レクリエーション活動が日常化されるよう参加機会の拡充を図ります。
- ・熊野駅伝大会や新春スター駅伝大会をはじめ、町民が参加しやすく、魅力あるスポーツ大会等、各種イベントを開催します。

3 総合型地域スポーツクラブ（筆の里スポーツクラブ）の育成と定着

- ・子どもから高齢者まで、誰もが、体力、年齢、目的等に応じて親しむことができる各種スポーツ教室、高齢者健康スポーツ教室、講座等を開催します。
- ・町民のニーズを把握し、若年層の会員の加入促進やスポーツクラブ活動の定着化を図ります。

4 スポーツ・レクリエーション施設の整備・有効活用

- ・既存施設の適切な管理運営を促進するとともに、施設の計画的な改修・設備の更新に

努め、良好な利用環境を維持します。

- ・手軽なレクリエーションの場として、くまのファミリー公園・冒険広場の活用を促進します。

おわりに

「熊野で学んでよかったと思える 熊野で学んでみたいと思われる教育の町の実現」

「教育の町 熊野」宣言に基づき、21世紀を担う児童生徒の健やかな成長を願い、家庭の絆、近隣や地域との連帯を図るとともに、あらゆる教育を通して町民が誇りを持って生き甲斐ある人生を送ることができるまちづくりも推進します。

用語解説

P	用語	解説
2	GIGA スクール構想	1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現すること ※「GIGA」とは <u>Global and Innovation Gateway for All</u> の略称で、「全ての人に、世界の様々な技術革新を利用できるようにする」こと
2	Society5.0	狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く、新たな社会を指すもので、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより経済的発展と社会的課題の解決を両立する目指すべき未来社会 (Society5.0の時代において求められる資質・能力を育成するためには、新学習指導要領の着実な実施やチームとしての学校運営の推進が不可欠で、その中核を担う教師を支え、その質を高めるツールとしての先端技術を効果的に活用することが必要)
3	キャリア教育	児童生徒一人ひとりのキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・能力を育てる教育
3	デリバリー方式 (学校給食)	デリバリー方式(給食)とは 調理・ランチボックスへの盛付・配送などの作業を、民間業者に委託している給食
3	コミュニティ・ スクール	学校・保護者、地域住民がともに知恵を出し合い学校運営に意見を反映させる仕組み
3	低学年書道科	小学校1・2年生において教育課程外で年間15時間、書写の授業を行う熊野町独自の取組み